

神奈川電設株式会社 行動計画

従業員がその能力を発揮し、ワークライフバランスが整った働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：小学3年生までの子を持つ従業員に対し子の看護休暇を目的とした特別休暇を年間5日与える。
1名以上の取得を目指す。

<対策>

● 令和6年4月～ ＊就業規則の見直し準備

＊対象者のリストアップ

＊社内周知活動

＊届け出方法の構築